

東京都石神井学園

I 施設概要

所在地	東京都練馬区石神井台3-35-23
-----	-------------------

事業種別			定員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	134人
	第2種社会福祉事業	地域子育て支援事業	7人

II 平成31年度の運営方針

一人ひとりの児童の意向や個性を尊重し、児童自身が真に大切にされていると感じる「児童の最善の利益」に適った質の高いサービスの提供、安全・安心で快適な施設環境の実現、サービスを支える人材の育成及び運営体制の強化、予算の計画的な執行管理等、施設運営の充実に努めていく。とりわけ職員間の良好なチームワークに基づく風通しのよい職場づくりこそが、児童の良質で安定した生活につながることを肝に銘じて、運営全てに組織一体となった取組を進めていく。

1 利用者本位の質の高いサービスの提供

日々の生活基盤として、引き続き、本園においては家庭的な環境を整えた小規模グループケアの寮運営を充実させるとともに、地域の中でグループホーム3か所を運営し家庭的養護を推進していく。とりわけ、児童が安全性や温かみ、大切にされていることを実感できるような支援、住環境の整備への取組を強化していく。

また、児童の年齢や心身の発達状況、家庭状況などを踏まえ、社会生活に必要な基本的な生活習慣の習得や規範意識の醸成、自立のための訓練、家庭復帰に向けた調整まで、学校、児童相談所等の関係機関や保護者と連携し、個別の状況・支援課題に適ったきめ細かな自立支援を行う。

2 公的な役割の強化

これまで、都立施設が担ってきたセーフティネットとしての公的な役割を引き続き果たしていく。

3 人材育成と運営体制の強化

質の高いサービスを安定的に提供するため、ベテラン職員の支援技術を継承し中核となる職員を育成するとともに、支援の専門性の向上を図る取組を強化する。

Ⅲ 実施計画

入所児童は、平成30年度末現在、入所率は9割を超え、中高校生が約6割という状況である。また、虐待等による反応性アタッチメント障害（反応性愛着障害）、注意欠陥・多動症や自閉スペクトラム症等の発達障害を有する児童が増加する傾向にある。

さらに、児童自立支援施設や他の児童養護施設からの措置変更児童も多く、これらの児童の支援課題は多様で複雑な様相を呈しており、これまでも増し、適切なアセスメントに基づく専門的な支援が求められている。このため、今後とも児童相談所や学校、病院等関係機関との連携を一層強化し、きめ細かな支援を展開していく。

1 質の高いサービスの提供

(1) 専門的な支援の充実

ア 適切なアセスメントによる自立支援計画の策定と支援

自立支援計画は、事業団で標準化したアセスメントシートを用い、5月までに策定し、児童相談所、保護者等関係者で情報を共有する。計画の実施状況を随時検証し、10月には全児童についてモニタリングを行い必要に応じて計画の見直しを行う。また、全ての児童について、児童福祉司を含めたケース検討会を年1回以上実施する。アセスメント等にあたっては、医師、看護師、心理職員、栄養士や児童相談所、学校、病院など専門的見地からの見立てや助言等を反映し、支援においても連携を強化する。

イ 多様な支援課題への対応

入所児童の多様な支援課題に適切に対応するため、以下の取組について専門的支援の充実を図る。① 日常生活における精神的な安定、② 男女別高校生寮の運営、③ 就労・進学支援の充実、④ 自活訓練の実施、⑤ アフターケアの充実、⑥ 親子交流の実施・家庭復帰の促進、⑦ 医務室による積極的な健康管理、⑧ 心理療法・CAP（子どもへの暴力防止プログラム）等の実施

支援にあたっては、児童の特性、能力、適性等について丁寧にアセスメントを行い計画的な支援を行う。

* 心理職員による利用者へのケア

実施人数	60人	心理面接、コンサルテーション等
------	-----	-----------------

(2) 家庭的な寮運営

ア 自主調理・出張調理の充実

自主調理や出張調理を充実するほか、土曜・日曜・祝日の朝食を寮で調理するなど、家庭的な雰囲気醸成を推進していく。

また、児童の年齢や発達段階に応じた食生活習慣などを身につけることがで

きるよう食育の推進について検討を行うとともに、自立・自活を目指す年長児童の自活訓練において食に関する支援を強化していく。

＊ 自主調理・出張調理

自主調理（一般寮）	年60回	各寮6回×10寮
出張調理（一般寮・GH）	年14回	各寮1回×14寮

イ グループホームの充実

地域の中で、家庭的環境を確保し児童の養育を行うグループホームを引き続き3か所運営し、家庭的養護を推進していく。

名 称	定 員	備 考
はくちょう寮	8人	都型
さつき寮	8人	都型
すばる寮	6人	国型

(3) 家族再統合及び自立に向けた取組強化

児童相談所との連携を図りながら、面会や外出・外泊、園内親子宿泊室の活用等による親子交流の促進など、家族再統合の取組について、家庭支援専門相談員を中心に充実させていく。また、自立に向けた学習会等を開催するとともに、自活訓練等の機会を計画的に提供していく。就労支援においては、民間企業やNPO法人等と連携し、職場実習や職場体験等の機会を計画し社会経験の拡大を図る。学習支援においても通塾等の働きかけや学習ボランティアの活用などで、学習意欲の喚起や基礎学力の獲得、進学等を目標とした学習環境の整備に取り組む。

＊ 家族再統合

保護者との面会	延べ70回	対象児童：25人
保護者との外出	延べ140回	対象児童：45人
保護者との外泊	延べ300泊	対象児童：30人

＊ 自立に向けた支援

学習会等実施回数	延べ120回	生活講座5回、模擬面接等3回
自活訓練等実施回数	1人当たり14日	対象児童：16人

(4) アフターケアの充実

アフターケアについては、自立支援の重要な取組と位置付け、児童相談所、保護者、就労先や関係機関等と緊密な連携を図り、自立支援コーディネーターが調整を行い計画的な支援を行う。また、退所児童を支援する催しを実施する。

* 退所児童のアフターケア

実施人数	117人	対象児童：204人 【自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年】 (うち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童87人)
------	------	--

2 サービス内容の検証・改善

(1) 福祉サービス第三者評価の活用

ア 平成30年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ① 個人情報保護の徹底に努めていること
性に関するプロジェクトチームを立ち上げて、様々な課題に取り組んでいること
- ② 子どもアンケートを実施して、学園と子どもとの信頼関係の向上につなげていること

イ 平成30年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ① 子どもが地域に出られるよう職場や社会資源の活用が望まれること
- ② ヒヤリ・ハットを広く多く集め、分析し、事故防止に万全を期すこと
- ③ 超勤の削減に努め、働きやすい職場づくりに向けて更に工夫していくこと

ウ 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- ① 民間企業やNPO法人等と連携し職場体験等の機会を確保
地域行事の情報を収集して周知し、児童の参加を促進
- ② ヒヤリ・ハット報告を処遇記録と連動させて行うことで集計等を効率化
- ③ 引き継ぎ内容や方法の効率化・充実に努めるとともに、他施設等での取組を参考にするなどして超勤削減に努力

(2) 苦情解決制度の充実

引き続き、「石神井学園苦情解決規程」に基づき、苦情解決体制の充実・強化に努める。また、第三者的立場で児童からの様々な相談を受け、園に助言・指導等を行う「子ども相談員（第三者委員兼務）」を配置するとともに、遊びを通じた交流や児童寮における会食の機会を提供するなどして、児童が意見や要望、苦情を出しやすい体制を推進していく。

子ども相談員（第三者委員兼務）	相談実施回数
3人（弁護士等）	年24回・月2回

(3) 利用者満足度調査

引き続き、サービス改善に向けたテーマを設定の上、児童からの意向調査をもとに、サービス改善を図る。30年度の利用者調査では、中高校生向けの遊び場

(バスケットコート等)を整備して欲しいという意見があったので、これについて検討する。引き続き、個別な話し合い、子ども会や寮集会での意見交換などを通じて児童と十分な意思疎通を図っていく。

実施内容	実施時期
9月までにテーマを検討し、実施する。	12月

3 公的な役割の強化

(1) 特別な支援が必要な児童の受入れ

虐待による様々な症状を持つ児童や高度な支援課題を有する高齢児童、他施設からの措置変更児童等、特別な支援が必要な児童の受入れと支援の充実を図る。

(2) 「連携型専門ケア機能モデル事業」の実施

虐待による重篤な反応性アタッチメント障害(反応性愛着障害)の症状等を有する児童に生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能モデル事業」について、事業の検証・課題把握を行い、新たな展開に向けた検討を進め、東京都と連携してモデル事業の総括をしていく。

また、定員充足率の向上を図るとともに、引き続き、退所児童のアフターケアに力を入れていく。

(3) 専門的な支援技術等の普及啓発

大学・専門学校等から実習生を計画的に受け入れ、夜間・休日勤務を含む実践的な実習を行う。また、東京都の新任の児童福祉司や養育家庭・里親向けの研修を実施するなど、専門的な支援技術の外部への普及啓発を図る。

事項	延人数	内訳
社会福祉士・保育士等実習生の受入れ	520人	大学・短大・専門学校
職員派遣研修等の受入れ	10人	児童相談所・養育家庭・福祉保健局

4 人材の確保・育成の充実強化

(1) OJT推進体制の強化

引き続き、OJT推進担当者、新人職員育成担当者(チューター)を配置し、積極的にOJTを推進していくとともに、そのフォローアップの充実を図る。人材像チェックリストを、新任職員、中堅職員等の人材像の指標等として有効に活用していく。

また、経験の浅い職員には、体験実習として他寮で児童支援を学ぶ機会の提供に努めていく。さらに、他寮の優れた実践を共有する取組についても充実していく。

(2) 計画的・効果的な研修の実施

職員の経験年数、職種などに応じて体系的な年間研修計画を策定し実施するとともに、個々の職員の研修受講履歴を作成し効果的な研修に努める。

また、新任職員、非常勤職員への基本研修や支援技術等の向上を図るための研修についても、園の中堅職員を講師とするなど引き続き充実を図っていく。

園外研修については、成果を全職員に周知するための報告会を必ず行う。

研 修 内 容	対象者	実施時期
新規転入職員研修（職員マナー・仕事の進め方）	新規転入職員	4月
新規転入職員研修（養育について・チーム支援）	新規転入職員	4月
新規転入職員研修（フォローアップ研修）	新規転入職員	5月
メンタルヘルス研修	全職員	11月
CAP（子どもへの暴力防止プログラム）研修	全職員	12月
CVPPP（包括的暴力防止プログラム）講習会	全職員	年度中
CSP（コモンセンスペアレンティング）講習会	全職員	年度中
専門性向上研修（発達障害の理解等）	全職員	年度中
児童権利ノート学習会	全職員	年度中
きらり☆いのち（性と生）学習会	全職員	年度中
他施設見学	全職員	年度中
他施設交流研修（児童自立支援施設・一時保護所・事業団障害児施設等）	全職員	年度中

5 運営体制の強化

(1) 権利擁護（虐待防止）の取組強化

児童の権利擁護への取組は重要課題であり、基本となる「職員倫理綱領」については、全体会議等で周知徹底する。1年に1回、支援の状況について点検及び検証を行い、研修を実施する。新規入所児童に対しては、「児童権利ノート」、「子ども相談員制度」、「意見箱」等について、理解し易い方法で説明を行う。在園児童への「児童権利ノート」等の説明は、小学4年生及び中学校入学時に実施し、年少児については、「紙芝居形式の権利ノート」を用いて丁寧な説明を行う。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
権利擁護委員会	10回	①児童の権利擁護、②権利ノート、③CAP（子どもへの暴力防止プログラム）・マルトリートメント（不適切な養育）等

(2) 外部専門家との連携

児童の持つ様々な行動特徴を理解するとともに、それらの課題に適切に対応し

ていくため、外部講師や職員OBのスーパーバイズを活用し、外部専門家等と連携した支援を行っていく。

(3) 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

外部への情報漏えい防止策や園独自研修の実施、管理状況の定期点検、朝礼等を通じた意識啓発により個人情報保護、情報セキュリティ対策を推進していく。

具体的には、「事業団個人情報保護規程」及び「事業団情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、情報セキュリティ責任者を設置し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止等個人情報の適正な管理を徹底していく。

(4) リスクマネジメントの徹底

入所児童の健康管理は、看護師、嘱託医を中心に万全を期し、特に、感染症対策については医務室主導のもとに積極的に取り組んでいく。また、園全体のリスクマネジメントについては、定期的開催されるフロア代表者会議においてヒヤリ・ハットや事事故事例の検証を行い、必要な対策を講じていく。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
フロア代表者会議	10回	ヒヤリ・ハットの検証、事故防止対策等

(5) 災害・防犯対策の取組強化

夜間訓練を含む防災訓練（地震・火災等）を確実に実施するため、施設機能強化委員会において進行管理するなど、災害時の防災対応の徹底に努める。

さらに、大地震等の大規模災害に対応するため、初動体制や夜間の連絡・指揮命令体制、職員公舎職員との応援体制・連携体制を強化するとともに、「事業継続計画（BCP）及び対応マニュアル」に基づく体制整備を引き続き推進していく。防犯対策として、安全点検や不審者対応等について園内に周知徹底を図る。

事 項	実施回数等	内容等
防災訓練	月1回	総合訓練、棟合同訓練、グループホーム合同訓練、防災設備研修 等

(6) 働きやすい職場環境の整備

朝礼、全体会議、各委員会活動、自立支援計画検討会等の効果的な実施と充実
に努めるとともに、幹部職員と各フロアとの意見交換の場を設定する。また、幹部職員による定期的な面談等により、職員の就業状況や意向・意見を把握し、職員一人ひとりが常に仕事に対して意欲的に臨めるような環境の整備に努める。さらに、経常業務の効率化や会議の簡略化を進め、超過勤務の縮減に努める。

新規採用職員については、新任職員育成計画に沿ったヒアリングや産業医による個別面談を実施するとともに、その他の職員についても幹部職員、産業医に気

軽に相談できる窓口を確保するなどの取組を充実していく。

(7) 効率的な施設経営の実施等

施設の理念、基本方針の実現に向け、施設経営や業務の効率化の観点から、予算の計画的な執行管理による経費の支出を行うなど効率的な施設経営に努める。

グループウェア及び携帯電話を活用して、効率的かつ効果的な情報共有の取組を進め、光熱水費等の使用状況の情報を提供するなどコスト意識の醸成を図る取組を充実する。また、備品や消耗品の購入方法について再検討を行い、適切な執行がなされるよう見直しを行う。

(8) 「部門長・グループリーダー制」による円滑な施設運営

「部門長・グループリーダー制」において、部門長は児童の入所調整や地域関係機関（児童相談所や学校、警察など）との連携、職員指導や超過勤務の対応など、グループにまたがる職責を担い、支援部門を統括していく。

グループリーダーは部門長を補佐し、棟総括やフロアリーダーとも連携しながら、年間計画の進行管理やグループ内の意見調整など、施設運営を円滑に進めるためグループ内をとりまとめる役割を果たす。

ポストについていないサブマネージャーについては、運営会議のメンバーとして園の意思決定に参画させる。また、棟総括に位置づけ、現場の実情に即した自由闊達な意見交換を重ねることで円滑な施設運営に資する取組を牽引していく役割を担わせ、次世代の監督職層として育成をはかる。

6 地域ニーズへの対応

(1) 地域における公益的な取組

西部一時保護所との災害時の応援体制の構築や近隣保育所の園児との交流、高齢施設への訪問など、地域との交流促進を進めていく。

また、子育てにかかる講座を開催し、地域における児童の健全な育成に貢献する。

内 容	対象者・実施回数・参加者数等
地域公開講座（1月）	地域住民・年1回・80人

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

ア 子育て短期支援事業

施設機能を活用し地域の家庭の子育てを支援するために、ショートステイ、トワイライトステイを実施する。

サービス内容	対象地域	利用者数
ショートステイ	練馬区・豊島区・中央区	500人
トワイライトステイ	練馬区	30人

イ 子育て支援の連携

練馬区の子育てを支援するために、子ども家庭支援センター連絡会、子育て支援ネットワーク会議、児童館懇談会等に参加し連携を強化する。

ウ 養育家庭との連携

養育家庭への移行に向け、児童相談所と連携して、児童及び保護者の理解が得られるよう支援する。また、養育家庭に措置変更後は、アフターケアを実施して、児童が円滑に養育家庭に受け入れるよう支援する。

(3) 多様な主体との連携

ア ボランティアの積極的な受入れ

施設における児童の生活向上と健全育成を図れるよう、職員OBやボランティアの積極的な活用を図る。

イ 自治体・企業体との協働

公的サービスや金融の仕組みに関する生活講座等、児童の自立支援に向け、積極的な協働を図る。

事 項	延人数	内 容
趣味・情操等	120人	ピアノ、手芸、絵画の指導等
自立支援講座等	120人	学習指導、進路相談、社会生活技術講座、職場体験等
学園行事、運営サポート	10人	学園行事、植栽、理髪等
生活ボランティア	80人	遊び、見守り、交流等

(4) 地域との連携・協力関係の強化

スポーツを通じて地域との相互交流を図り、連携・協力関係を強化する。

内 容	対象者・実施回数・参加者数等
地域交流スポーツ大会(11月)	地域スポーツ団体等・年1回・40人